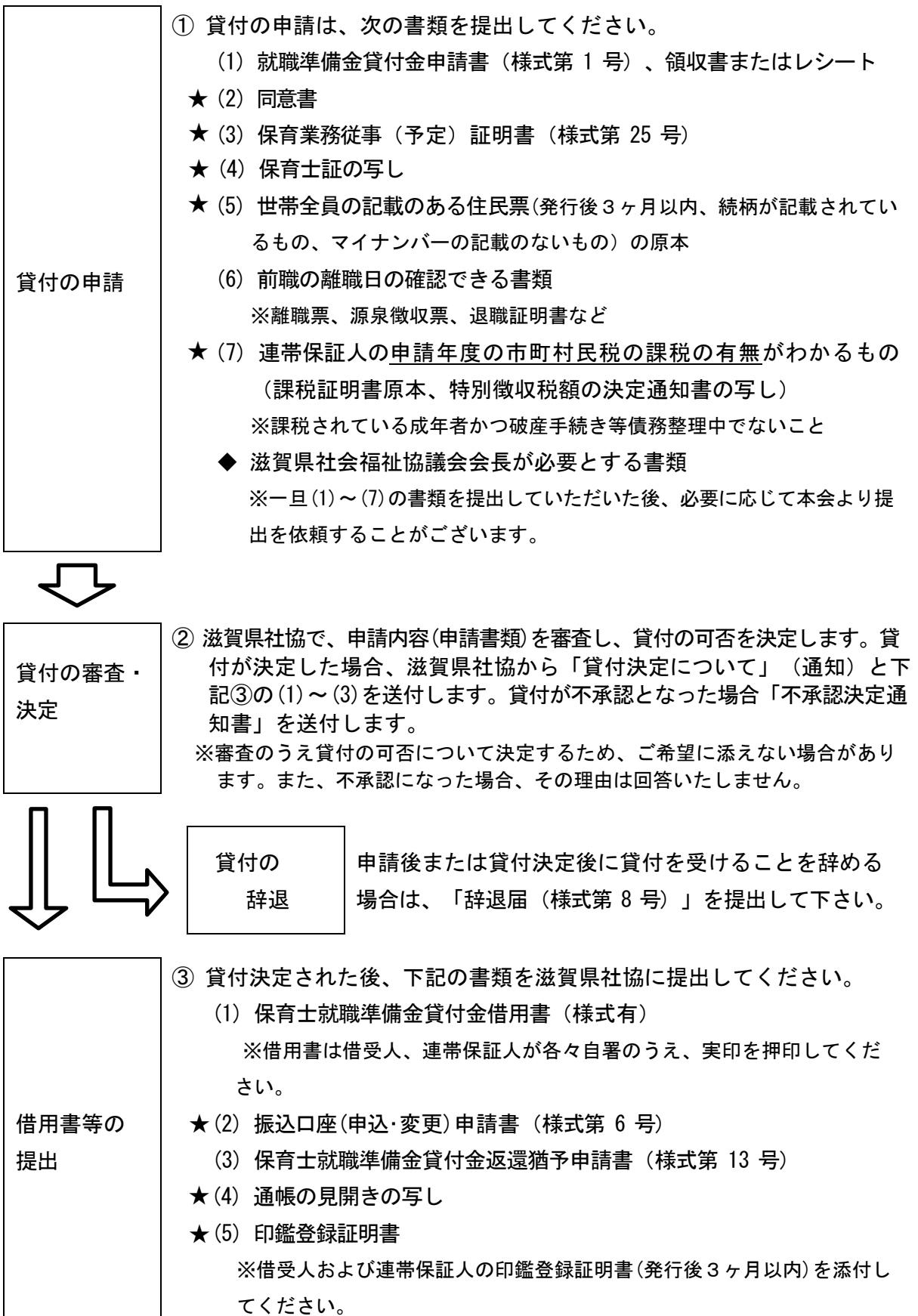


就職準備金貸付について ～申請からの流れ～

※保育料の一部貸付と併用で申請をされる方へ

保育料の一部貸付で重複提出する下記書類には★マークがついています。★マークの書類は、一部のみの提出で結構です。





貸付金の交付
返還の猶予

- ④ 借用書等を滋賀県社協が受理次第、翌月下旬（予定）に決定した金額を一括で送金します。
※書類に不備があると送金が遅れる場合があります。
- ⑤ 「貸付金交付のお知らせ」を送金前に送付いたします。同時に、貸付決定後に提出していただいた「保育士就職準備金貸付返還猶予申請書（様式第 13 号）」をもとに、「返還猶予決定通知書」を送付します。



～猶予期間中の注意～

- ・勤務先、住所・氏名等に変更があった場合は必ず速やかにご連絡をお願いします。
- ・毎年4月時点の従事状況を文書にて確認しますので、必ずご報告ください。

返還免除の
申請

- ⑥ 1年以上、本制度が定める保育所等において保育業務に従事したとき、次の書類を提出し返還免除の申請をしてください。
- (1) 2年以上従事した場合(全額免除)
⇒返還免除申請書(様式第16号)
- (2) 1年以上2年未満従事した場合(一部免除)
⇒一部返還免除申請書(様式第17号)
- ★(3) 保育業務従事期間証明書(様式第27号)
※従事されている施設・法人の証明を受けてください。
※保育料の一部貸付金を同時に貸与中の方は、(3)のみ一部の提出で結構です。
ただし、保育料の一部貸付の貸付番号も記入してください。



返還免除の
決定

- ⑦ 返還免除が決定した場合、滋賀県社協から「返還免除決定通知書」を送付します。